

田村地方在宅医療・介護連携支援センター協力機関 田村地方の包括支援センターからのお知らせ

社会福祉法人 田村市社会福祉協議会
田村市地域包括支援センター

田村市大越町上大越字古川97

～田村市認知症サポーターステップアップ講座を開催しました～

田村市地域包括支援センターでは認知症施策の一環として、令和5年2月3日(金)に田村市役所多目的ホールにて、認知症サポーターステップアップ講座を開催しました。この講座は過去に認知症サポーター養成講座を受講したことがある方で、認知症の方を介護している方や、認知症の方に役に立つことをしてみたいという方を対象としており、認知症について、より専門的な知識と、実際の対応方法の基本を学びます。受講者を募るために工夫したことは、認知症サポーター養成講座を開催した際に配布したアンケートに認知症サポーターステップアップ講座の趣旨を説明し、受講してみたいという方に氏名と連絡先を記入していただきました。認知症サポーターステップアップ講座の開催日程が決まった後、受講希望者に直接案内文書を送付し、改めて参加の希望を募りました。その他に、田村市広報での募集、ポスターの掲示も行いました。その結果、今回は29名の方に参加していただきました。講師には総合南東北病院神経心理学研究部門 言語聴覚士 佐藤伊久生先生をお招きし、「なるほど! The 認知症 World 認知症者の目に世界はどう映る?」というテーマでご講義いただきました。講義の中では、受講者に認知症役と健常者役に分かれたのロールプレイも行ってもらい、わかりやすく学ぶことができました。最後に、受講した方の感想の一部をご紹介します。・相手を否定せず共感することが大切。なかなか難しいと思うが、少しずつでも心掛けたい。・認知症になった人もそうでない人も扱いは同じ。・改めてどう認知症の方に接していくのかを振り返ることができたので、とても勉強になりました。



認知症サポーターステップアップ講座は今年度も開催する予定です。詳細が決まり次第お知らせいたします。上記、講座の様子の写真です。

受付時間
◎月～金 8:30～17:30
◎土 8:30～12:30(祝日は除く)
電話 0247-68-3737
FAX 0247-68-3939

田村市ふねひき地域包括支援センター

田村市船引町船引字小沢川代89-1

田村市では令和4年10月に船引町を担当するふねひき地域包括支援センターができ、地域包括支援センターが2か所となりました。それに伴い、令和5年4月1日より、田村市地域包括支援センターは6名体制で業務を行っています。担当地域は滝根町、大越町、都路町、常葉町です。今後ともよろしくお願いたします。



上段左から、紺野(保健師)、柴原(管理者兼社会福祉士)、神田(主任介護支援専門員) 下段左から、石井(社会福祉士)、浦山(副管理者兼主任介護支援専門員)、桑原(社会福祉士)

受付時間
◎月～金 8:30～17:15 ◎土 8:30～12:30(祝日除く)
電話 0247-73-8762 FAX 0247-73-8763

社会福祉法人 三春町社会福祉協議会
三春町地域包括支援センター

田村郡三春町字南町1 三春町福祉会館1階

三春町地域包括支援センターでは、今年度より認知症支援コーディネーターを配置し、計7名(うち2名は兼務)の体制となっております。

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の医療・介護等のさまざまな相談に対応してまいります。お気軽にご相談ください。



受付時間
◎月～金 8:30～17:15 (祝日除く)
電話 0247-62-8586 FAX 0247-62-8640

社会福祉法人 小野町社会福祉協議会
小野町地域包括支援センター

田村郡小野町大字小野新町字品ノ木111

～住みなれた地域で暮らしていくために～

小野町地域包括支援センターでは、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が中心となって、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護・福祉・医療・健康など様々な面から総合的に支援します。

～ひとりで悩まず相談を～

護や健康のこと、認知症のこと、権利を守ること、地域の困りごと、その他さまざまな悩みごとの相談に応じます。電話、訪問、来所、ご希望の相談方法で対応させていただきます。



和5年度も小野町地域包括支援センターは体制変わらず業務を行っています。高齢者に関する「どこに相談したら良いのだろう…」と思うことはお気軽にご相談ください。

受付時間
◎月～金 8:30～17:15(祝日除く)
電話 0247-72-2128 FAX 0247-61-6102

No.05
第5号
TAKE FREE

田村地方在宅医療・介護連携支援センター せこせこだより

地域の人々が自分の住み慣れた場所で最後まで安心して暮らせる環境をつくるために ～ 災害対策 ～



田村地方在宅医療・介護連携支援センター
代表
石塚 尋朗

東日本大震災を経験した東北の3県、特に東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染被害を受けた本県の

住民は、災害が人々の生活・人生を根本から壊すものだという事を誰よりも自覚しています。日本では、毎年のように地震、津波、暴風、豪雨、地すべりなどの様々な自然災害が発生してきましたが、さらに地球規模の温室効果ガス排出による温暖化の影響により、台風が頻発し、各地で百年に一度という降水の被害が起こっております。加えて東日本大震災時の東北地方太平洋沖地震の余震は長期間続くともなされてお

ります。このような状況下で、地域の高齢者・支援の必要な方々が安心して暮らせる環境を維持していくためには、地域ぐるみの防災意識の高まりや協力体制の構築など平常時の防災対策が重要となります。地域の高齢者や災害時の避難行動に支援が必要な方々を守るために、自治体・介護保険施設等が行っている取り組みを参考に在宅医療・介護現場での防災意識と機能の向上を目指したいと考えます。

災害から支援の必要な住民を守るための取り組み

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者・在宅の独居高齢者・介護保険認定を受けている方・身体障害者手帳を持っている方など、いざ災害に直面し避難を余儀なくされる時に独力では避難の難しい方たちのために、各自治体では情報の共有・伝達・安否確認など災害時の避難支援を行っています。このうち田村市では「避難行動要支援者避難支援制度」を利用させていただき取り組みを実施しています。

令和5年度「田村市地域防災講演会」開催要項

1. 日 的
近年は、福島沖地震や東日本台風など災害が頻発化、激甚化しており、市内でも大きな被害が発生しました。大規模災害が発生した際には、被害を最小限に抑えるために、行政や消防等による「公助」に加え、自らの命は自ら守る「自助」、地域の安全は地区住民が助け合って守る「共助」の3つすべてが連携・協働することが重要です。本講演会は、災害時避難行動要支援者避難支援制度をはじめ、地域で取り組む防災活動について、国の防災関係委員を基に、講演や実践活動に活躍する講師を招いて、各地の災害事例から地域防災のあり方を学び合う機会として開催します。
 2. 日 時
令和5年9月3日(日) 午前10時～正午
 3. 開催場所
田村市役所107多目的ホール
 4. 実施主体
田村市・田村市避難行動要支援者連絡協議会
 5. 講演内容及び講師
- | 日 時 | 内 容 |
|-------------|--|
| 9:30～ | 受付開始 |
| 10:00～10:05 | 開 会 / 市長あいさつ |
| 10:05～11:45 | 講 演
「誰一人取り残さないために～みんなで高める地域防災力～」
(講師) 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授
内閣府「被災者支援のあり方検討会」産長
健 屋 一 氏 |
| 12:00 | 閉 会 |

6. 聴講対象者
・避難支援等関係者
(行政区・自主避難防災組織・民生児童委員・消防団及び関係者)
・一般市民
7. 定 員
先着100名
8. 聴 講 料
無料
9. 申込み先
電話・FAX・web申請(QR)によりお申し込みください。
田村市役所 保健福祉部 高齢福祉課
TEL:0247-82-1115 FAX:0247-82-6003
E-mail:korei@city.tamura.lg.jp
10. 周知方法
市政だより8月号、ホームページ、公式Facebook、公式LINE、避難支援等関係者へ通知など

登録対象者

- 70歳以上の一人暮らし高齢者の方
- 介護保険認定(第1種第3～5)を受けている方
- 身体障害者手帳(1級、2級)を持っている方
- 障害年金Aを持っている方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- 市の公営住宅に入居している方
- 市営住宅に入居している方
- 市営住宅に入居している方
- 市営住宅に入居している方

※この制度は災害時の対応を支援するものではありません。

大切なことは地域での助け合い

大規模な災害が発生した場合、避難行動要支援者の安否の確認や救出・救助、誘導は、避難支援を行うためには、まず、市民が必要とする人からこの役割を担っていただく必要があります。

町長かつ住民に避難支援などを行うためには、平時時から住民同士の助け合いの体制を整えるなど、地域の防災力を高めることが重要です。

住民の皆さんと防災関係機関が一体となり、より一層の防災体制の強化に努め、災害による被害をなくしましょう。